

## 八尾市就学前施設教育・保育における医療的ケアに関するガイドライン構成骨子（案）

章	節	審議内容を基にした考え方
はじめに 序章 ガイドライン策定にむけて	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律について</li> <li>2 本市における医療的ケア児保育等受入れの現状</li> <li>3 医療的ケア児とその家族の現状               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 医療的ケア児の現状</li> <li>(2) 医療的ケア児の保護者の現状</li> </ol> </li> <li>4 ガイドライン策定の目的及び検討手法</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「医療的ケア児支援法」の成立の背景や法の目的を示し、医療的ケア児とその家族に対する支援について地方公共団体や保育所の設置者の責務を明記</li> <li>2 障がい児保育への取組の中で医療的ケア児の保育受入れを行ってきたことと共に、八尾市の特徴である社会資源の充実についても触れ、医療的ケア児への支援体制が既に一定程度はあることを確認する</li> <li>3 大阪府実施の医療的ケア児実態把握調査結果から、医療的ケア児および保護者の現状について確認する</li> <li>4 ガイドライン策定までの経過（審議内容や検討手法）とともに、ガイドラインの活用方法についても記載する</li> </ol>
第1章 八尾市における 医療的ケアの実施基本方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケアとは</li> <li>2 認定こども園等において対応できる医療的ケアの範囲               <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 施設の範囲</li> <li>(2) 児童の範囲</li> <li>(3) 医療的ケアの範囲</li> </ol> </li> <li>3 医療的ケアの実施者</li> <li>4 利用日と利用時間</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 厚生労働省が定める医療行為とともに、医療的ケア児支援法で示されている医療的ケアの内容について、また認定特定行為業務従事者が行える特定行為について記載。医療的ケアという言葉が指す行為の整理をする</li> <li>2 具体的な受入れ要件を定めず、保育受入れを前提とすることで、法の主旨に沿うものとする。そのうえで保育利用にあたり必要な確認事項を定め、安全に保育実施できるかの判断材料とする</li> <li>3 看護師が医療的ケアを実施することとしたうえで、保育士が喀痰吸引等第3号研修を受けることで、園内で複数の医療的ケアを行う体制をつくり、万全な受入れに備える</li> <li>4 医療的ケアを実施する看護師の勤務時間内での対応とすることを明記</li> </ol>
第2章 入所までの流れ	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケア児とその家族のライフステージ</li> <li>2 入所相談</li> <li>3 入所申請</li> <li>4 利用調整</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 「保護者にとって」「子どもにとって」の両面から進路選択をする大切さを記載</li> <li>2 入所相談の際には当ガイドラインに沿って保育実施について説明する。また保育だけでなく、療育等の社会資源サービスの案内等を通して、児童やその家族にとって最適な生活スタイルについて共に考える寄り添い方の支援をめざす 保護者は入所申請までに、園見学や医療型児童発達支援センターの利用を通して、集団生活をイメージしながら入所申請するか考える期間とする。また、医療型児童発達支援センターは対象児童の状況を把握し、保育利用が決定した際には受入れ施設に児童の状態や医療的ケアの手法を伝達する役割を担う</li> <li>3 入所申請時に児童の状況や集団生活での配慮事項を確認する。こども園等における医療的ケアの実施や保育について確認し同意のもと入所申請する</li> <li>4 医療的ケア児の保育受入れに関しては、関係機関と連携しながら様々な手続きの中で安全性を確認する過程が必要であることから、入所調整会議を開催し受入れ施設とも調整しながら進めることとする</li> </ol>
第3章 医療的ケア実施体制	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 受入れ決定後から受け入れ体制整備までの流れ</li> <li>2 受入れ施設での体制確保と役割</li> <li>3 医療的ケアと就学前教育・保育</li> <li>4 医療的ケアの更新・変更・解除</li> <li>5 園外活動・行事・運動等の際の対応</li> <li>6 緊急事態等の確認</li> <li>7 研修</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども園等と保護者が面談を重ね、園での医療的ケアの実施や保育中の配慮について共通理解し合意の上保育実施することが重要であり、合意までに必要な手続きを定める</li> <li>2 こども園等での職種別の役割を定め、園全体で協力し、また関係機関の協力を得ながら医療的ケアの実施を行う</li> <li>3 インクルーシブ保育の理念に基づき育ちあう仲間作りをめざし、特別支援教育コーディネーターを核として個別の支援計画や指導計画を作成し、保育を行う</li> <li>4 成長段階では医療的ケアの内容に変更がある場合を想定し、その場合の対応を検討すること</li> <li>5 保育中のリスク管理について様々な保育場面を想定しておく必要があり、特に災害時の対応については訓練等にも組み込み園全体で対応を共有する</li> <li>6 緊急時には救急搬送する医療機関についてあらかじめ調整しておくことが必要</li> <li>7 園の対応力を高めていくための研修は必須。各園での実践の積み上げとともに、看護師が実践交流する機会をもち、受入園全体のスキルアップにつなげていく</li> </ol>
第4章 関係機関との連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 認定こども園等において医療的ケアを実施する際の連携</li> <li>2 就学期の連携</li> <li>3 やおっこファイルの活用</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 医療的ケア児とその家族にかかわる機関がこども園等を中心とした支援のネットワークを構築し、安心して生活できるようにすることが必要</li> <li>2 就学支援委員会を経て学びの場が決定し、その後保育施設と進学先学校間での引継ぎが実施者レベルで行われることが望まれる。保育現場で対応してきたことと教育現場で対応できることにギャップがあるケースがあるので、レベル感を合わせる努力や入学後のフォローが必要</li> <li>3 保護者が何度も同じ説明をする労力を省くためのツールを活用し、一貫した支援を可能にするため当ファイルの活用を勧める</li> </ol>
第5章 資料編（様式）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療的ケア実施申込書</li> <li>・児童診断書</li> <li>・同意書</li> <li>・医療的ケア実施に関する医師の指示書</li> <li>・主治医訪問について</li> <li>・医療的ケアに関する計画書</li> <li>・医療的ケア実施マニュアル</li> <li>・医療的ケア実施記録表</li> <li>・医療的ケア実施状況報告書</li> <li>・医療的ケア解除申出書</li> <li>・緊急対応マニュアル</li> <li>・医療的ケア実施に係る事故報告書</li> </ul>	